

9 平成14年7月4日申請（平成14年（争）第9号～第23号）（接続に関する費用負担）

(1) 経過

平成14年	
7月4日	A社から、あっせんの申請（平成14年（争）第9号～第23号（以下「第9号～第23号」という。）。（⇒（2））
5日	委員会から、B社等各社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
9日	あっせん委員（田中委員、浅井特別委員、東海特別委員及び長谷部特別委員）の指名（第9号～第23号）。
12日	B社等各社から、答弁書の提出（第9号～第23号）。（⇒（3））
15日	申請者及びB社等各社代理から意見の聴取（第9号～第23号併合）。
23日	申請者及びB社等各社代理から意見の聴取（第9号～第23号併合）。 あっせん委員から、あっせん案の提示（第9号～第23号）。（⇒（4）） A社が、あっせん案を受諾。 B社等各社が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請における主な主張（第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。）

ア 申請の内容

A社の予定するV o I Pサービスにおいて、発信事業者であるA社が料金設定することを予定している。この場合のB社との間の事業者間精算については、既に合意している他の事業者と同様にC社への料金請求とするよう、あっせんを申請する。

イ 協議不調の理由

平成14年4月23日にC社が接続協定を締結している全事業者と協議を開始し、A社呼は、A社の事業者識別番号が送出されないため、C社

への料金請求を依頼した。C社にも了解してもらっているが、B社では、今回は発信のみであるので直接精算したいとしている。

(3) 答弁書における主な主張 (第9号～第23号)

発事業者識別情報の送出手は、事業者間精算における重要性から「必須」であり、発事業者が設定しエンド・エンドで転送すべき情報とされている。A社は、発事業者識別情報を送出不い方式での接続を求めてきたが、相互接続協定の締結を求める以上は、この事業者間で定めたルールに従い、発事業者識別情報を送出手すべきである。

(4) あっせん案 (第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。)

- 「1 A社の設備とC社の加入者回線との接続 (A社利用者端末発信呼について行うV o I Pサービスに係るものに限る。以下「本件線端接続」という。) に関し、本件線端接続が行われること及び両者間で取り決めるその条件について、B社は、これにより同社が新たな接続協定 (本あっせん案の受諾による合意を除く。) を締結するものではない限りにおいて、関知しない。
- 2 A社及びB社は、本件線端接続に関しては、今後相互間で協定を締結せず、精算等を行う関係にも立たない。
- 3 B社は、本件線端接続により生じるトラフィック流通量その他一切の変動に伴い解決すべき事項が生じた場合には、これをC社との間で解決する。」